令和5年度第21回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和5年11月21日 (火曜日)

開催場所 市長公室

開始時間午前10時00分終了時間午前11時30分

庁議内容

議 題 1 定例会総括の進捗管理について

付 議 2 澁澤塾主催「こども会議」の共催実施について

3 給食センター跡地の活用案について

報告事項 4 令和6 (2024) 年度~令和9 (2027) 年 度実施計画調整状況について

5 定員要求状況等について

その他報告 6 国立市議会会派公明党から提出された物 価高騰対策に対する要望書について

7 国立市議会会派公明党から提出された令和6年度予算に対する要望書について

出席者(14名)

庁議メンバー 市長

副市長 (14名) 教育長

政策経営部長

行政管理部長

健康福祉部長

地域包括ケア・健康づくり推進担当部長

子ども家庭部長 生活環境部長

都市整備部長

基盤整備担当部長

会計管理者

議会事務局長

教育部長

代理出席者

(0名)

【議 題】

1. 定例会総括の進捗管理について

説明員:各部長

<内 容>

国立市議会定例会総括について説明を行った。

2. 澁澤塾主催「こども会議」の共催実施について 説明員:児童青少年課長

<内容>

(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

3. 給食センター跡地の活用案について

説明員:資產活用担当課長

<内 容>

(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【報告事項】

4. 令和6 (2024) 年度~令和9 (2027) 年度実施計画調整状況について 説明員: 政策経営課長

<内 容>

令和6(2024)年度~令和9(2027)年度実施計画の調整状況について報告があった。

5. 定員要求状況等について

説明員:行政改革·情報政策担当課長

<内 容>

各部からの定員要求状況等について報告があった。

【その他報告】

6. 国立市議会会派公明党から提出された物価高騰対策に対する要望書について 説明員:政策経営部長

<内 容>

国立市議会会派公明党から提出された物価高騰対策に対する要望書について報告があった。

7. 国立市議会会派公明党から提出された令和6年度予算に対する要望書について説明員:政策経営部長

<内 容>

国立市議会会派公明党から提出された令和6年度予算に対する要望書について報告があった。

庁議付議事案 審議要旨(記録)(令和5年11月21日開催)

付議事案名:澁澤塾主催「こども会議」の共催実施について

提案課 子ども家庭部 児童青少年課

議事要旨公開・時限非公開の別

決裁後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

② | | (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的(理由)

一橋大学内学生組織の澁澤塾が主催、くにたち子どもの夢・未来事業団(以下、「事業団」)、国立市社会福祉協議会、国立市共催で実施を予定している「こども会議」について、企画概要を説明するとともに、当該企画を子どもの意見表明権の実現機会のひとつとして、「こども会議」において挙がった子どもからの提案の実現(の検討)にあたっては各部局のご協力をお願いすることについて付議するもの。

2. 経過及び現状

- ・~9月頃 澁澤塾が事業団へ提案、「こども会議」の実施方法・具体的内容について検討
- ・10月 「こども会議」について、事業団と市(子ども家庭部)とで協議
- ・11月 「こども会議」の実施について理事者説明

3. 具体的な措置

- ・「こども会議」参加児童の募集
- ・澁澤塾ファシリテートのもと、参加児童で組織されたグループ (3組予定) と地域 課題の掘り起こし
- ・地域課題の解決案について会議で検討、提案としてまとめ、矢川プラスで発表、参加者で共有
- ・提案について、市長に発表(2月3日予定)

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・本件を付議案件とした理由は。
- → 子どもからの提案について、必要に応じ各部へ対応を求めることが 想定されるため、合意形成を図りたい。

庁議付議事案 審議要旨(記録)(令和5年11月21日開催)

付議事案名:給食センター跡地の活用案について

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

① √ 決裁後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

② | | (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的(理由)

令和5年度1学期で運営を終了し、現在建物解体工事を進めている学校給食センター跡地の活用については、「第五小学校建替え事業に併せて市役所等を含めた将来的な施設の建替えも念頭に置きながら、一体的な検討を行う」(『公共施設再編計画』)という考えに基づき、五小建替え事業の時期が見直されたことから、当面の間は暫定利用とすることを前提に庁内での検討を進めてきた。

ここで活用方法案を整理したので、庁内合意を得るために付議するものである。

2. 経過及び現状

令和5年5月…跡地活用について庁内調査実施(結果に基づき、回答部署に対してヒ アリング)

8月…公共施設マネジメント検討委員会において、活用方法の方向性について確認

既存施設稼働停止(新施設(給食ステーション)に移転)

9月…給食センター解体工事着手(契約工期:令和6年6月29日まで)

3. 具体的な措置

令和6年度夏期の工事着手を目途に、当初予算に仮設庁舎及び外構工事に係る必要 経費を計上する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整 する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・活用に関する暫定期間を概ね15年としているが、その理由は。
 - → 第五小学校の改築、市役所の更新時期を踏まえ、概ね15年としている。

【指示事項】

・単にプレハブということではなく、環境性能を踏まえた建物についても検討すること。